

自立支援医療 (身) (精)

問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、
秋保総合支所 保健福祉課

(1) 精神通院医療の支給 (精)

精神疾患があるために、継続的に通院が必要な方に対し、医療費の支給を行っています。詳しくはお問い合わせください。



(2) 更生医療の支給 (身)

18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方に対し、障害の軽減や職業能力の増進を図るために必要な医療費の支給を行っています。(例：腎臓機能障害による人工透析、心臓機能障害によるペースメーカー植込術、変形性膝・股関節症による膝・股関節の人工関節置換術等)



詳しくはお問い合わせください。

(3) 育成医療の支給 (身)

問 各区役所 保育給付課、宮城総合支所 保健福祉課
身体に障害のある18歳未満の児童で、確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去もしくは軽減を図るために必要な医療費の支給を行っています。詳しくはお問い合わせください。



心身障害者医療費助成

(身) (知) (精)



問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、
秋保総合支所 保健福祉課

通院や入院治療などにかかった医療費のうち、保険診療による自己負担相当分の一部または全部を助成する制度です。所得制限及び障害の程度・種別により年齢制限があります。

※入院時食事療養費の自己負担相当分や差額ベッド代、介護保険は助成の対象になりません。

対象

各種健康保険に加入している方(生活保護を受けている方は除く)で、次のいずれかに該当する方。

- ① 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方
- ② 特別児童扶養手当の1級または2級の支給対象となる児童
- ③ 療育手帳Bをお持ちの方で、知的障害者福祉法に定める職親のもとで指導を受けている方
- ④ 療育手帳Bをお持ちの方で、かつ障害基礎年金などを受給している方
- ⑤ 知的障害者福祉法に定める職親のもとで指導を受けている方

※身体障害者手帳1・2級の方は総合的な等級、3級の方は部位ごとの等級が基準になります。

※身体障害者手帳3級(内部障害3級の方を除く)をお持ちの方及び④⑤に該当する方については65歳未満の年齢制限があります。

母子・父子家庭医療費助成



問 各区役所 保育給付課、各総合支所 保健福祉課

ひとり親家庭(父または母が重度の障害のある方である場合を含む)の方の、通院や入院治療などにかかった医療費のうち、保険診療による自己負担相当分の一部を助成する制度です。所得制限及び年齢制限があります。

※入院時の食事療養費の自己負担相当分は助成の対象になりません。

令和8年9月1日(火)から実施しています

窓口の受付時間は**9:00～16:30**

変更後の受付時間でのご来庁にご協力をお願いします。

令和8年9月

令和9年2月～

移行期間

窓口受付時間変更(9:00～16:30)

令和9年1月31日までは移行期間とし、受付時間の変更を知らずに来庁された方も対応します。

※区役所・宮城総合支所障害高齢課・秋保総合支所保健福祉課は令和8年10月1日から開始します。

せんだいオンライン申請サービスでスマホから手続！
住民票の写し・印鑑登録証明書などの取得はコンビニがお得！

対象窓口

- 市役所本庁舎・分庁舎・仮庁舎
 - 区役所・総合支所
 - 窓口のある公所等・消防局・水道局・ガス局
- ※一部窓口を除きます。詳しくは仙台市ホームページをご覧ください。



仙台市ホームページ
詳しくはこちら

対 象

各種健康保険に加入しているひとり親家庭(父または母が重度の障害のある方である場合を含む)の方で、次のいずれかに該当する方。

(1)母子家庭の母・父子家庭の父

配偶者と死別または離別、配偶者が生死不明または重度障害、配偶者から遺棄されている等の状況にある方で、18歳になった年の年度末までの児童を扶養している方

※重度障害とは、概ね身体障害者福祉法による2級程度以上になります。

(2)母子家庭の児童・父子家庭の児童

母子家庭の母または父子家庭の父に扶養されている18歳になった年の年度末までの児童

(3)父母のない児童

父母と死別または離別、父母が生死不明または重度障害、父母から遺棄されている等の状況にある18歳になった年の年度末までの児童

こどもの保健相談など



① ② ③

制度	対象者	内容	問合先
① 遺伝カウンセリング(遺伝相談)	遺伝についての不安や悩みを持つ方	遺伝についての不安や悩みをお持ちの方に対して、専門の医師(遺伝カウンセラー)が相談に応じます。	各区役所家庭健康課及び総合支所保健福祉課
② 先天性代謝異常等検査	新生児	フェニルケトン尿症などの疾患を早期に発見し、早期の治療につなげるために、血液によるマス・スクリーニング検査を行います。	
③ 新生児聴覚検査	新生児	聞こえにくさを早期に発見し、適切な支援や治療につなげるために実施する新生児聴覚検査について、その費用を助成します。(上限額あり)	

医療の給付など



① ② ③④ ⑤

制度	対象者	内容	問合先
① 指定難病医療費の助成	指定難病と診断された方のうち一定の要件を満たす方	指定難病にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成します。	各区役所、宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課
② 小児慢性特定疾病医療費の助成	国指定の疾患群に罹患した18歳未満の方(20歳到達まで延長可)	医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成します。(自己負担上限額あり)	各区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課
③ 先天性血液凝固因子障害者治療研究事業	20歳以上の先天性血液凝固因子欠乏症と診断された方及び血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症と診断された方	医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成します。(本人負担はなし)	各区役所、宮城総合支所障害高齢課

〈 告 告 〉

障害理解促進キャラクター ココロン

仙台市の障害理解促進のお手伝いをして
くれているキャラクターです。ココロン・カ
フェや福祉まつり「ウエルフェア」等々に登
場します！

※イベント等でココロンのデザイン
等を使用したい場合は、障害企
画課までご相談ください。

キラキラ小町 ☆ 「育児ヘルパー派遣」

(仙台市委託事業)

ひとりで頑張らないで！
家事も育児も、まるごとサポート

1時間
600円
1回2時間
まで

妊婦中～産後1年まで
合計20回使える

家事も育児も
まるごとおまかせ

スマホで2週間前までに申請
区役所窓口、または
オンライン(LoGoフォーム)
080-4088-3838

杜王 eCareNetwork 株式会社
仙台市青葉区北山2丁目 4-18 北山ハウス 101

制度	対象者	内容	問合先
④ 指定難病在宅人工呼吸器使用患者支援事業 (難)	指定難病と診断され、在宅で人工呼吸器を使用している方のうち、1日に4回以上訪問看護が必要な方等	訪問看護ステーション等に対して、訪問看護費用の一部を助成します。	障害者総合支援センター TEL 725-7853
⑤ 未熟児養育医療給付※ (難)	出生体重2,000g以下の未熟児	未熟児が指定養育医療機関に入院し、養育を受ける際の費用を公費負担します。	各区役所保育給付課及び宮城総合支所保健福祉課
⑥ 療育医療給付※ (難)	結核にかかっている児童	指定療育医療機関に入院し、治療を受ける際の費用を公費負担します。	

※世帯の課税状況等に応じた自己負担額があります。

後期高齢者医療の障害認定(65～74歳) (身)(知)(精)



問 各区役所・宮城総合支所 保険年金課、秋保総合支所 保健福祉課

65歳～74歳で一定の障害のある方は、65歳の誕生日以降、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度に加入することで、健康保険料や医療機関を受診する際の負担が軽減される場合があります。

対 象

- ① 身体障害者手帳1から3級、療育手帳Aをお持ちの方
- ② 身体障害者手帳4級のうち音声機能または言語機能等の著しい障害、下肢障害1号(両下肢のすべての指を欠くもの)・3号(一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの)・4号(一下肢の機能の著しい障害)に該当する方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ④ 障害年金証書1・2級をお持ちの方

手続に必要なもの

- ① 上記対象条件に該当する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書
- ② 各種健康保険等の加入状況がわかるもの(資格確認書等)
- ③ 現在お持ちの特定疾病療養受療証(人工透析が必要な慢性腎不全、血友病、血液製剤に起因するHIVに該当する場合)

一般社団法人仙台歯科医師会 在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所 (身)(知)(精)



問 (一社)仙台歯科医師会 在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所 TEL 261-7345
URL <https://s-da.or.jp> E-mail plaza@s-da.or.jp

障害があるために一般の歯科医院での治療が難しい方への診療や通院が困難な方のための在宅訪問歯科診療を行っています。

※障害者歯科診療及び在宅訪問歯科診療は予約制です。詳細は上記問合先にご確認ください。

診療受付時間 (障害者歯科診療) 月曜日～金曜日 9:00～11:00 / 13:00～15:30
土曜日 9:00～11:00
(在宅歯科診療) 月曜日～金曜日 9:00～11:00 / 13:00～15:00
土曜日 9:00～11:00

身体障害者健康診査 (身)



問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

常時車いすを使用する身体障害のある方に対して、褥瘡、筋肉の硬直、排尿障害などの二次障害を予防するため、健康診査を行います。

対 象

脊髄損傷、脳性麻痺、脳血管障害などに起因する身体上の障害のため身体障害者手帳をお持ちで、日常生活において常時車いすを使用している方。

ただし、次に該当する場合は対象となりません。

- ① 18歳未満
- ② 施設などに入所中
- ③ 医療機関に入院中
- ④ 当年度中に特定健診などを受診済

健診料 無料

診査項目 問診、身体計測、理学的検査、血圧、尿、心電図、脂質、貧血、肝機能、腎機能、尿酸、血糖、胸部X線、眼底検査

実施時期 10月から11月頃を予定しています。

受診方法 市政だよりなどで事前に実施時期についてお知らせします。

① 各区役所・宮城総合支所障害高齢課窓口申請し、受診券の交付を受けます。

- ② 登録医療機関の中から希望の医療機関を選び、直接予約をします。
- ③ 医療機関窓口で受診券を提示して受診します。
- ④ 医療機関より健診結果を受け取り、必要な助言指導を受けます。

高齢者の定期予防接種 身



問 杜の都おしえてコールP25(担当課)予防企画課

予防接種法に基づき、障害のある方等に一部自己負担で予防接種をおこないます。

(1) インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・肺炎球菌感染症予防接種(定期接種)

表1	インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症	肺炎球菌感染症(注)
対象者 (市内に住民票がある方)	(1) 接種日時時点で60～64歳の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳1級相当程度)		
	(2) 接種日時時点で65歳以上の方		(2) 接種日時時点で65歳の方
実施期間	令和8年10月～令和9年1月(予定)		通年
自己負担金	1,500円(予定)	8,000円(予定)	8,000円 ※ R 8.4～R 9.3に接種する場合
接種回数	1回		
自己負担金 免除対象者	次の方は、接種時に確認書類を登録医療機関に提示することで無料となります。		
	対象者区分	確認書類	
	① 生活保護世帯に属する方	生活保護費支給票	
	② 市民税非課税世帯に属する方	仙台市が発行する最新の介護保険料決定通知書または、確認通知書(事前に仙台市への申請が必要)	
	③ 中国残留邦人等支援給付制度受給者の方	同制度の本人確認証	

(注) 過去に肺炎球菌の定期接種(23価肺炎球菌ワクチンまたは20価肺炎球菌ワクチン)を受けたことがある方は、定期接種の対象外です。

(2) 带状疱疹ワクチン予防接種(定期接種)

令和7年4月から带状疱疹ワクチンが定期接種となりました。65歳を超える方については令和7年度から令和11年度まで経過措置が設けられており、5歳ごとの年齢(70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳)の方も、令和11年度までに一度に限り定期接種として接種できます。

表2	令和8年度の概要は以下のとおりです。	
対象者 (市内に住民票がある方)	(1) 接種日時時点で60～64歳の方で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳1級相当程度)	
	(2) 令和8年度中(令和9年3月31日まで)に次の年齢になる方	
	・65歳(昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生まれ)	
	・70歳(昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生まれ)	
	・75歳(昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれ)	
	・80歳(昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれ)	
	・85歳(昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ)	
	・90歳(昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれ)	
	・95歳(昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生まれ)	
	・100歳(大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれ)	
実施期間	通年	
ワクチン	生ワクチン	不活化(組換え)ワクチン
接種回数	1回	2回
接種費用	5,000円	22,000円(1回あたり11,000円)
自己負担金 免除対象者	対象者区分および確認書類は、表1と同様です。	

接種場所 それぞれの予防接種登録医療機関

- 泉 区 役 所 TEL 022-372-3111
- 宮城総合支所 TEL 022-392-2111
- 秋保総合支所 TEL 022-399-2111